

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 30 年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開催日時 平成 31 年 3 月 28 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 19 名、定足数 10 名
4. 出席評議員数 15 名
（出席）蒲生恵美、橋本賢次郎、北島秀明、佐藤良也、鈴木恭蔵、椎橋良太郎、清水秀樹、白神俊典、宗林さおり、鶴田康則、成松義文、埴雅明、原孝博、森田邦雄、若尾修司
（欠席）安部俊朗、徳山陽滋、松井睦子、武藤正樹
（出席監事）西本恭彦
（出席理事）下田智久、鈴木信二
5. 議案
第 1 号議案 評議員候補選出委員の選任について
報 告 1.平成 31 年度事業計画について
2.平成 31 年度収支予算について
業務執行状況報告
・機能性表示食品制度「軽症者データ」の取扱い調査検討事業について
・会員数の動きについて
・協会マーク等の新設について
・会員会費体系の見直しについて
その他
6. 会議の概要
会議開催に先立ち議長より報告があった。6 月の評議員会で評議員の改選を行うことになるが、この 4 年間評議員会の議長を務めさせてもらい、評議員の方々から協会の事業及び組織運営についていろいろな意見をもらった。昨年、評議員の方々に集まってもらい事業運営について、また、協会の将来のあり方について評議員としての立場でいろいろな意見を出してもらった。併せて組織運営についても現状のままでいいのかという意見ももらった。評議員の方々にはメールで内容を逐一報告し確認しているのでわかっていることと思う。評議員全員からの意見というわけにはいかなかったが、大多数の方々から 3 つのテーマについて意見をもらい、それをまとめたものを評

議員の意見書という形にし、私が一枚上書きしたものを添付して、本日付で理事長に提出した。評議員会の役割として、事業運営の在り方、協会の将来のあり方について責任と自覚は持っているつもりだが、事業運営の中核になるのは理事会なので評議員の意見として今後の理事会の中で取り上げてもらい、協会の事業運営に反映させてもらいたい。組織運営、理事・評議員の改選についてもいろいろな意見が出たが、それをつぶさに見てみた結果、現状において大きな問題点はほぼなく、当面は現状の形でよかろうと私なりに判断して評議員の方々には話をしたところだ。次回の評議員会でこの意見書に対して理事会としての意見をもらいたいと思う。本日の第1号議案「評議員候補選出委員の選任について」は、私としては今までのルールに則って進めていきたいと思うので、評議員の方々に協力を願いたい。また、再三にわたり評議員の方々に協力をいただいたことにお礼を申し上げる。

(1) 定足数の確認等

成松評議員が議長となり議案の審議に入った。

議長より定足数についての確認があり、事務局長から定足数を満たしていることの報告があった。

(2) 議案の審議状況

議長が定款第28条第2項に基づき、議事録署名人2名の選出について諮ったところ、白神評議員と鈴木評議員が出席評議員全員一致で選出された。

○決議事項

第1号議案 評議員候補選出委員会委員の選任について

事務局長より資料に基づき本議案の説明があった。説明によると、現行の5名の評議員候補選出委員の任期は3月23日までとなっている。委員の構成は評議員候補選出委員会規則により、評議員2名、その内の1名は評議員会議長の成松議長、外部委員2名、事務局員1名の計5名となっている。委員の案としては、評議員として成松義文議長、馬場前評議員（(株)明治顧問）に替り安倍俊朗氏（(株)明治執行役員）、外部委員として、阿南氏（現理事）に替わり北井暁子氏（日本赤十字社血液事業部経営会議委員）、渥美氏に替わり阿部圭一氏（国立健康・栄養研究所所長）、事務局として岩浪恆平（(公財)日本健康・栄養食品協会総務部長）の5名である。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案通り出席評議員全員一致で可決した。

委員選任後、議長より、選任された評議員候補選出委員で、今後、評議員の候補者を決めていくわけだが、候補者案については理事会で候補者案のリストを作成してもらいたい。現状の評議員の構成を見ると業界団体の推薦、協会会員、消費者団体、学識経験者で構成されているが、どちらかということ業界出身者の数が過半数を

超えている。それが一概に悪いということではないが、評議員会の性格上、この度の候補者案リスト作成に当たっては全体の総数を見ながら、消費者団体、学識経験者の方々を中心に人選して、業界団体、協会会員と同等程度にしてもらえたらと思っている。また、業界団体の推薦の枠については現状で異存はないが、人選については出来るだけ業界の経験がある人、あるいは協会の事業活動に対して充分理解のある人を中心に人選してもらいたい。学識経験者の人選については、評議員会の運営の在り方、評議員会の性格を充分理解した上で公正な評議員会を運営していけるような幅広い見識を持っている人を含めて人選してもらいたい。また、評議員候補選出委員会で候補者を絞り込んでいくのだが、事前のリスト作成に当たっては本人の意向を確認してもらい、最終決定については評議員候補選出委員が適正に判断するということを本人に伝えてもらいたい。よろしくお願ひしたいとの意見があった。

○報告

1. 平成 31 年度事業計画に関する件

議長の指示により、事務局長より、平成 31 年度事業の運営方針、総務部長より平成 31 年度事業計画について資料に基づき説明があった。

説明によると、昨年 6 月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、全ての食品事業者における HACCP 制度の取り組みについては、公布から 2 年以内の政令で定める日から 1 年後までに対応することが求められている。また特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害の収集については、平成 32 年 6 月から施行される。これを受け当協会は平成 31 年度も、健康食品の安全確保を念頭に「認定健康食品（JHFA）マーク」制度、「GMP」及び「安全性自主点検」の認証事業を引き続き運用していく。また国の施策への協力に関する公益事業として認定されている保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品）並びに特別用途食品に関する支援及び普及啓発事業については、同制度の改善及び発展に向けて、関係省庁と調整を取りながら引き続き積極的な関与を行っていく。

具体的な取り組みは以下のとおり。

認定健康食品（JHFA）認定事業については、国内唯一の品質規格認定制度としての基盤の下、個別審査型 JHFA の導入等の新たな制度設計を行う。更に、最新の表示基準や分析手法と照らし合せて規格基準の見直しを行い、認定制度の充実を図っていく。また、JHFA の根幹とも言える適切な製品設計の実現が、健康食品の安全性確保における重要な要素であることも引き続き周知啓発する。

健康食品 GMP 認証事業においては、食品衛生法改正で制度化された HACCP を健康食品事業者が円滑に導入出来るよう、健康食品 GMP の考えを取り入れて作成した HACCP 導入手引書の活用を推進する。なお、健康食品 GMP は健康食品の特性に適った製造・品質管理手法であるとの認識の下、健康食品 GMP

についても普及・啓発を引続き行う。

健康食品の安全性確保は法改正の柱の一つであり、安全性自主点検認証事業はその意義・重要性が高まっている。平成 31 年度は、認証取得の推進に加えて事業者による自主的な取組みを促すため、相談事業を立上げ事業者からの相談に対応する。一昨年度から行なっている事業者向けの情報収集セミナーも継続し健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

機能性表示食品制度の施行からまもなく 4 年となり、公表数は 1,800 件を超えたが、撤回も増えるなど新たな課題も浮き彫りにされてきた。こういった背景の中、平成 31 年度も引き続き届出支援事業及び届出相談事業を継続するとともに、部会活動においては、昨年同様広告部会での準備のもとに広告審査会を開催する。また、届出資料検討部会を復活し、「届出資料作成の手引書」の改定に向けた作業を行う。更に、本年は機能性表示食品の届出経験の少ない会員事業者もしくは中小企業者を対象に、届出及び資料作成全般に関する勉強会や相談会を実施していく。これらを通じて、会員企業と消費者庁のパイプ役を担うとともに、機能性表示食品制度の普及・発展に努める。

特定保健用食品については、事業者の申請支援を行うとともに、制度の活用や課題（疾病リスク低減表示の拡充、審査過程の「見える化」を含めたスピードアップ等）に取り組む特定保健用食品部の部会活動を支援する。更に広告の分野においては特定保健用食品広告審査会や広告研修会等により、業界の意識向上を図り、適正広告自主基準の普及に努める。

特別用途食品については、当協会から消費者庁への要望活動の成果として、総合栄養食品の許可基準改正や病者用組合せ食品の新規格導入が平成 31 年度に行われる予定であり、企業に対し新規申請を積極的に働きかけ、円滑な申請手続きをサポートする。更に「特別用途食品制度の活用に関する研究会」においては、えん下困難者用食品の許可基準の明確化を求めている活動等を行う他、個別評価型病者用食品の現状や課題、今後の要望等を協議する。

食品保健指導士養成事業については、食品保健指導士養成講習会を東京と福岡で各 1 回開催する。なお、福岡で開催する講習会については九州支部主体で開催する。また、各方面へ食品保健指導士養成講習会の積極的な広報活動を行い、受講者の増に努める。

当協会の認知度向上、及び事業者の会員としての意識付けに向けたブランディング活動の一環として、元号が変更となる機会に、協会マークの新設と J H F A マーク・GMP マークをリニューアルし、積極的な広報活動を行っていく。また平成 30 年度より協会会員枠として機能性食品部を新設し、多くの会員の参加を得て事業の拡大を図っているが、平成 31 年度は事業者規模に応じた会費体系が適用できるかどうかを含め、将来に向けての会員会費の見直しについて検討を始

めたいと考えている。

2. 平成 31 年度収支予算に関する件

引き続き、事務局長より、平成 31 年度収支予算について説明があった。説明によると、収支予算（案）については、経常収益は前年額より 830 万円余の増加になっている。対前年比の主な増減は、受取会費が平成 30 年度、機能性表示食品部ができることに伴う部への所属の増加を見込んだ予算を計上したが、平成 31 年度は計上通りの予算を計上した。事業収益の「JHFA マーク許可事業収益」が許可数の減少により減額となっているが、「GMP 工場認定事業収益」が認定数の増加により増加している。「安全性自主点検認証事業収益」が平成 31 年度の更新数が前年より多くなることにより増加、「機能性表示食品届出支援事業収益」が機能性表示食品届出資料の事前点検の増加や地方都市でのセミナーや個別相談会を開催することで増加となっている。「指導士養成事業収益」が受講者数の減少と平成 31 年度は更新対象者が少ないことにより減となっている。「出版物収益」は改訂版の機能性表示食品届出手引書および HACCP 導入手引書の発行に伴う販売を計上したことにより増加、「機能性評価関連事業収益」は、機能性表示食品に関する研究レビューを平成 30 年度の 3 機能から 2 機能増加し、5 機能として計上したことにより増加している。

経常費用については、前年額より 866 万円余の増加となっている。主な増減は「給料手当」の増加、「臨時雇賃金」が減少、また「委託費（派遣）」が増加した結果の増加となった。「印刷製本費」が改訂版の機能性表示食品届出手引書の作成、HACCP 導入手引書の作成、また協会マーク等の普及ツールの作成より増加している。「支払手数料」は事業計画でご説明申した協会マークや新 JHFA マーク、GMP マークの普及に向けた費用が計上されて増加となっている。

以上の結果、公益法人の財務 3 基準について、「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

説明の後、本報告に関し、次の意見及び質疑応答があった。

議長： 健康食品部関係で新 JHFA 制度（個別審査）の導入とあるが、これは平成 31 年度の新しい試みの一つであると思うが、どのような見通しを持っているのか聞かせてもらいたい。

部長： まず、制度の説明をさせて頂く。現行 JHFA 制度では、協会で設定済みの 69 の食品群の規格基準に適合したとして審査会で認定した製品に JHFA マークの表示を許可している。新 JHFA 制度（個別審査型）では、まず申請製品の品質規格が適正かの審査を行い、次に申請製品がその品質規格に適合しているかの審査を行う。前半の審査は現行 JHFA で、事業者からなる専門部会が作成した原案を審議・承認する規格基準検討会に相当する。後半の審査は現行 JHFA の審査会に相当する。現行 JHFA 制

度では、1つの規格基準を作るのに1年～2年位かかっている。そこでより幅広い素材・製品を対象に迅速にマークの表示を許可する目的で導入を考えている。同時に「適切な製品設計」の重要性を広く啓発する意味もある。現在、制度設計の段階で、ある程度明確になった段階で公表する予定である。許可数の見通しに関しては具体的な数字は予想しがたいが、年間10件レベルはほしいと考えている。

事務局長： もともと規格基準は60幾つあり、いろいろな人が、新しい商品が出てきたので商品を売りたいが相談してもらいたいと言って来たが規格基準がないということで断っていた。基準を作ろうとすると2年くらいかかれば基準が出来たときは既に市場が形成されている状態だ。そこで、そのようなことではなく、相談に来た人と一緒に考えて協会で審査し、一つ一つ許可していこうというのが発想だ。

議長： そうなってくると既に現行の規格基準を取っている会員企業の負担が違ってくるのではないか、そこは考えていないのか。

事務局長： 会員の会費の負担についてはこの後の業務執行状況報告で説明させてもらうが、いろいろな形を考えている。

議長： 現行の69品目以外にどのような素材や商品を考えているのか。

部長： 具体的な素材というよりも、機能性表示食品に申請しにくい素材ではあるが品質がしっかりしたものを対象にしていきたいと考えている。

評議員： 新JHFA制度（個別審査）の導入に関して表示の適切性も審査するとあるが、この表示というのは景表法つまり広告のことなのか、またはパッケージの表示のことなのか教えてもらいたい。また、疾病リスク低減表示拡充に取り組むとあるが、今は葉酸とカルシウムがあるが何か具体的化されているものがあれば教えてほしい。

部長： 最初の質問についてお答えする。現行JHFA制度では、製品のパッケージの表示見本を出してもらい審査をしているが、それと同じような審査を考えている。関連法規上問題があると考えられる場合はその旨指摘し、修正をお願いしている。

部長： 疾病リスク低減表示拡充については、諸外国で既に疾病リスク低減で実績のあるものがあるので、そのようなものを考えている。現状はカルシウムと葉酸しかなく、規格基準型となっているが、本来はトクホは個別評価型でいくのでもう少し申請をやりやすくするために手順を明らかにして制度全体の拡充を狙っている。

評議員： 今年は大阪でG20サミットがあるし、来年はオリンピックもある、また食の様々なイベントが予定されているなかで、海外から沢山の要人が来ることが予想されるが、そこで協会だけでということではないが、

いろいろなところと連携しながら折角のチャンスなので、日本のサプリメントや健康食品を紹介するイベントを行うことが考えられないか、何か計画があるかどうか教えてもらいたい。

事務局長： 特別に計画はしていないが、健康食品産業協議会等他のところと相談してうまく参画できればやりたいと思う。また、企業の方々とも協力してやっていければ思う。

評議員： 資料の中でいろいろな実績を年度別に数値で示してあり、事業の現状を把握するには非常にいいと思う。この度は事業計画なので目標数値を示してあるが、これを判断するとき前年度にどの程度の目標数値を掲げたかが分かれば、示した数値がどういう意味付けを持っているのかわかるので、今後、資料の出し方としてその点を考えてもらいたい。また、学術誌のオンラインジャーナルについてだが、ほとんど実態がないような数値になっている。資料を読むと投稿数はあるが、ほとんどリジェクトされているという表現だ。どのようなことでこうなっているのか。

部長： 査読員の方々に見てもらっているが、統計的処理等の問題で不適合とされたものが1報。恣意的ではないが対象データの半数近くを除外したことについて投稿者と相談したが回答を得られなく取下げとなったものが1報。他はRCT等事前に受付ける時点でレベルに達していないというものが何報かあった。

評議員： 学術誌、ジャーナルというものは今、機能性表示等でもいろいろ文献的裏付けが求められる時代になっている。協会のジャーナルの持つ意味についてだが、一般の学術誌と違った視点で審査をするようなジャーナルにしたほうがいいのではないかと思う。例えば、機能性表示に資するような形で裏付けになるような発表の仕方に関する視点を入れて、単なるサイエンティフィックなレベルでの審査でないようなものを私は協会で取扱ったほうがいいと思う。その点を今後検討してもらいたい。

評議員： 栄養成分表示及び栄養機能表示に関する相談について具体的に事業者からどのような相談を想定して対応するのか。

部長： 件数は多くないと思うが、大企業であれば経験等豊富にあるので法令等をよく見ながら表示をしていけるのだが、そこがよく分からない事業者に対して表示等の取り扱い等について協会に分かる情報を提供し、場合によっては仲介的に行政と連携してサービスをしていこうと考えている。

・業務執行状況報告

議長より、下記の協会事業の執行状況について報告するよう指示があり資料に基づき説明を行った。

- ・機能性表示食品制度「軽症者データ」の取り扱い調査検討事業について
(機能性食品部長)

説明の後、本報告に関し、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： アレルギー、尿酸に関して、今までのトクホの血圧等と同じように、対象者のエビデンスとしては軽症者を入れることができるが、広告においては軽症者という表現を一切使えないというずれが起るのかどうか教えていただきたい。

部長： 機能性表示食品もトクホと同じように健常者向けの製品なので、広告では軽症者への訴求もできないし、軽症者のデータも使えない。

評議員： 認知機能における健常者の有意差とはどのようなところをとるのか。制度として非常に難しいと思うがどのような結論だと聞いておけばいいのか。

部長： 現在、認知機能を謳う機能性表示食品は100数十品目にも上るが、認知機能の一部である記憶力の維持などと表示される。自分ではなかなか判断できないので、記憶力などの検査をするしかない。MCIなどの少し記憶力の低下がみられる境界域の方で有効性を見るところになる。

評議員： 軽症者の扱いについて、認知機能をターゲットにするのは重要なことだと思う。清水評議員の質問にあったようにいわゆる記憶機能はスコア化することができる。正常範囲の数値内でどれだけよくなったかを確認できるのが健常者の効果だと思うが、ただ認知機能についていえば非常に難しい、本当に認知機能に対する効果があるのかどうかをいう場合は軽症者を含めないと結果はきちんと出てこないと思う。

部長： 検討会でも十分議論した。認知症になると様々な要因も考えられるため、軽症者を入れるとなると非常に判定が難しくなる。よって、今回はMCI（軽度認知障害）を境界域として、MCIまでを健常域とした。

評議員： アレルギーについて、対象者が常時薬を飲まなければならないほど鼻炎のひどい人かと思ったが、今の説明では薬を時々摂取している人とのことだが、そうすると薬の効果でよくなったのか食品を食べてよくなったのか、試験期間中は薬を飲まないということなのかそれとも薬を併用しても対象者とするのか、その点を確認させてほしい。

部長： アレルギー分野は非常に特殊であり、花粉症の場合、花粉の飛散する時期だけ症状が出る。その他の期間は症状がないので、試験前

に症状がない方は健常者であり対象となる。また、試験期間中、例えば飛散のピーク時など症状に対して我慢できないこともあるので、レスキュー薬として、アレルギー治療薬を使うこともある。その場合には、薬剤スコアなどとして使用状況を勘案して判定することになる。

- ・協会マーク等の新設について（事務局長）

今後の協会活動の活発化を図るうえで、協会の認知度向上と会員であることを表す手段の一つとして活用できるよう、ハートと手で「温かくつつみこむ」というイメージのデザインに、認証・認定の基本である安全・安心をチェックするという（レ）を加え、信頼感や安心感を与える協会マークを新設した。

- ・会員数の動きについて（事務局長）

平成23年に公益財団法人へ移行後の会員数は、ほぼ横ばい状態である。

- ・会員会費体系の見直しについて（総務部長）

検討委員会を設置し検討する。会員・会費体系の検討に際しての留意事項としては、現在の所属部制を変更するか否か、会員事業者の規模による会費設定等である。

説明の後、本報告に関し、次の意見があった。

評議員： 組織の見直しをしたほうがいいのではないかな。今不安がないのなら不安がないと言えるようにしておいた方がいい。また、会員数の推移について、退会理由に「必要性メリットなし」とあるがそれに関しても答えるようにした方がいいと思う。

評議員： 新協会マークにつて、色は決めてあるのか。

事務局長： 黒を基調としているが、一色であれば特に指定はしない。

評議員： 新協会マークにつて、文字のフォントの指定はあるのか。また、マークが見難くなるような周囲の色や模様についても使用の設定をしておいた方がいいと思う。

室長： それらの決まりは設けてある。

評議員： 会員・会費体系の見直しについて、中小の企業の負担にならないような会費金額の設定にするが現在の会費収入を下回らないようにするという事は、資金力のある大手企業から多めに会費を徴収するということになるのか。

事務局長： 検討委員会で検討していくが、現在の会費体系は一つの部に入ると10万円部を追加するごとに5万円ずつ増え、最大4部加入で25万円になる。そのような体系がいいのかどうかを含めて今後検討していきたい。

議長： 企業が喜んで会費を払う新マークと消費者認知をしてもらいたい。

以上をもって議案の質疑応答等を終了したので、15時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。